

## 議事日程第4号

令和6年6月25日（火曜日） 午前9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

日程第3 議案の審議及び採決 13件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第31号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第33号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に  
ついて

議案第39号 財産の取得について（給食配送車購入）

発議第1号 御嵩町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

発議第2号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総 務 部 長 各 務 元 規
企 画 部 長 田 中 克 典	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 山 田 敏 寛
まちづくり課長 荻 曾 弘 太 郎	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 金 子 文 仁	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福祉子ども課長 古 川 孝	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上下水道課長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
亜炭鉱廃坑 対策室長 木 村 公 彦	生 涯 学 習 課 長 日 比 野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
----------------	-----------------------

### 開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお、会計課長 塚本政文君は、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男君、1番 鈴木篤志君の 2 名を指名いたします。

---

### 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第 2、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会付託事件の議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について、総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟君。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村 悟君）

おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

ピンク色の表紙、委員会付託事件審査報告書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年 6 月 21 日、御嵩町議会議長 大沢まり子様、総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和 6 年 6 月 20 日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和6年6月20日木曜日。
  2. 審査事件名、議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について。
  3. 審査の経過、議案第32号の審査に当たっては、制定される条例と関係する他自治体（可児市）の条例との整合性などを主眼に審査した。  
なお、主な質疑は(1)、次のとおりであります。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。
  4. 審査の結果、議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。
- 以上で報告を終わります。

**議長（大沢まり子君）**

委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（大沢まり子君）**

議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 御嵩町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 議案の審議及び採決

### 議長（大沢まり子君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

### 議長（大沢まり子君）

承認第2号、御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号、御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

承認第3号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

承認第4号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

承認第5号、御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号、御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

承認第6号、御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号、御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

## 議長（大沢まり子君）

議案第31号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

### 11番（岡本隆子君）

11ページの文化財保護費補助金についてお伺いをいたします。

まず、これは補助金ということですので、保存会のほうの事業なのでしょうかということが1点。そして、そうであれば、これは県からの支出金もあるわけですが、負担割合を教えてください。

それから、大山、曳山の修繕ということなんですが、これの保存状態についてはあまりよくないというふうに思いますが、見解をお聞かせください。

それからもう一点、最後ですが、今後、保存庫についての何か計画があるのかという点です

ので、以上4点お願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

生涯学習課長 日比野克彦君。

**生涯学習課長（日比野克彦君）**

ただいまの岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、保存会の事業として行うものでございます。

2点目につきまして、負担割合としましては、県の補助が2分の1、町が4分の1、所有者が残りの4分の1でございます。

それから、保存状態の見解であります、あまり芳しくないというのが実態でありまして、今回、踏み板の修繕を行いますけれども、来年以降も点検を続けながら、悪いところは引き続き直していく予定でございます。

それから、保管庫につきましては、現在まちづくり課のほうで進めておりますけれども、願興寺の保存と活用に関する計画の策定を進める中で検討が行われております。以上でございます。

[挙手する者あり]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

保存状態はあまり芳しくないということで、今後も修繕を考えているということなんですが、こういった保存状態があまりよくない状態といたしますか、そういう中で、今後も県費とかはちゃんと出していただけるのかというところの見解と、それからもう一つ、保管庫については何かもう少し場所とか、具体的な計画があるのかということ、2点お願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

生涯学習課長 日比野克彦君。

**生涯学習課長（日比野克彦君）**

ただいまの御質問にお答えいたします。

県費につきましては、申請が必要なものでありますので、出していただけるように努めてまいります。

保管庫の場所につきましては、やはり祭礼が願興寺の境内で行われるのが望ましいと考えておりますので、なるべく願興寺の境内でできないかということで、今、先ほど申し上げました計画の策定の中で検討を進めてまいります。以上です。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

9ページ、庁舎整備費の執務レイアウト検討業務委託料の件でお尋ねします。

1点目が、この執務レイアウト検討業務というのは、具体的にどこが対象で、どの建物のどの部分のどの部門を想定したレイアウトなのかということが1点。

2点目が、今庁舎に関する懇談会をやっているわけですが、その中で多少変わってくる部分も想定されるんですが、それを受けてから実施する、つまりすぐやるんじゃなくて、一応その状況を見極めてから実施するというような理解でよろしいかという2点です。お願いします。

**議長（大沢まり子君）**

企画課長 山田敏寛君。

**企画課長（山田敏寛君）**

このレイアウトですけれども、耐震性のない本庁舎1階、2階の事務のレイアウトを北庁舎へ持っていけないかということで、北庁舎のレイアウトを検討するものでございます。

また、今懇談会中ということで、一旦は7月末までの懇談を踏まえて発注したいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

後者は、一応踏まえてということと理解します。

前段なんですけど、確かにここを移設することなんですけど、全然面積のレベルが違うんで、具体的に全部持っていけるわけじゃないんでね、向こうの3階に。それはこれからということなんですかね。どの部門をということではなくて、例えばここを持っていったらこんなふうに入るねと、そういう検討するという理解でよろしいですか。

**議長（大沢まり子君）**

企画課長 山田敏寛君。

**企画課長（山田敏寛君）**

おっしゃるとおりで、まだどういうふうにレイアウトできるかも考えていませんが、取りあえずイメージとして、やっぱり住民の動線となりますので、その辺を踏まえまして、実際にどれだけ詰め込めるかということもおかしいですけれども、置けるかということ、まずそのレベル

からでして、なるべく置きたいですが、置けない場合はどうするのかということも踏まえながらの検討になります。以上です。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

補正予算書の11ページ、教育費ですが、公民館費、修繕料280万9,000円、これは御嵩公民館の柔道畳の取替えということで上がっておりますが、柔道畳の耐用年数については、品質や使用状態によって大きく変わってきますが、平均的にはおおむね10年というふうに聞いております。現在の畳は何年使用したのかということと、それから今回スポーツ振興くじの助成金を受けておりますが、全日本柔道連盟の公認を得ている柔道畳なのか。この助成を受けるためには、公認を受けていないと駄目というふうに思いますが、その辺のところを教えてください。

**議長（大沢まり子君）**

生涯学習課長 日比野克彦君。

**生涯学習課長（日比野克彦君）**

ただいまの奥村議員の御質問にお答えいたします。

御嵩公民館の柔道畳については、御嵩公民館が建築された昭和56年以降、取り替えた記録がありませんので、約42年は使用されていることになります。

それから2点目でございますが、おっしゃったように、全日本柔道連盟の公認の畳に取り替える予定でございます。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（大沢まり子君）**

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

それと、今は緑色の畳なんですけれども、現在、柔道畳はオレンジ色のような畳もあるわけなんですけれども、畳の色としては現在の色と同じ緑色でということでしょうか。

**議長（大沢まり子君）**

生涯学習課長 日比野克彦君。

**生涯学習課長（日比野克彦君）**

まだ具体的な色については決まっておりますが、あまり変わらない形だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹君。

**3番（山田 徹君）**

2点ばかり確認ですけれども、9ページの電算管理費にございます伏見小仮設校舎ネットワーク設備移設委託業務委託料にございますけれども、今回379万5,000円ということで、かなりの金額なんですけど、校舎が完成した来年、また新たにこのぐらいの金額が必要になるのかということと、地域イントラの補修を年間かけてやっておられると思うんですけども、業者に契約も多分随契でやられてしまうと思われるんですけども、仮設校舎へのファイバーネットですか、そういったものの経路とか手法が決まっておれば、何も委託じゃなくて手数料でなじまないものか、そういった見解はいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

**議長（大沢まり子君）**

企画課長 山田敏寛君。

**企画課長（山田敏寛君）**

まずは、できたときに新たにまた必要かということでした、完成後にはまた新たに必要なものとなってきますが、ここで使えるものは使い回すということで、なるべく経費削減に努めたいと思いますが、新たに必要ですので、来年の当初ということで今考えているところでございます。

あと、補修的なレベルで手数料でどうかということだったかなと思いますけれども、今補修契約の中では対象外のものとして、場所は近いですけども、ほぼ新たな場所ということで、中の機材から引込みから別途必要ですので、これは委託ということでやりたいと思います。

契約につきましては、おっしゃるとおり、入札することが不利ということで随契かなと思いますが、適正な契約に努めたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 清水亮太君。

**7番（清水亮太君）**

先ほども話題に出ましたけど、9ページの執務レイアウトの検討業務委託の件ですけど、先ほどの質疑だと北庁舎という単語が出てきたんですけど、そこに収まらない部分のものについて

ては、今回の補正予算では対象外という意味なのかどうかということをお教えください。

**議長（大沢まり子君）**

企画課長 山田敏寛君。

**企画課長（山田敏寛君）**

おっしゃるとおり、今回は北庁舎でのレイアウトを検討するものでございまして、外へ持って行って、外へのレイアウトは対象外ですので、あくまでも北庁舎のレイアウトの委託でございます。

[挙手する者あり]

**議長（大沢まり子君）**

7番 清水亮太君。

**7番（清水亮太君）**

収まり切らない部分のところは、自分たちで検討するのか、もしくは後々また委託として出すことになるのかということをお教えください。

**議長（大沢まり子君）**

企画課長 山田敏寛君。

**企画課長（山田敏寛君）**

これでどれだけ収まらないかというのが出てきますので、仮にプレハブがいいとか、ほかの施設に入りそうだという、ちょっと助言はいただきたいなと思っていますので、特別新たにまた何か外のレイアウトで委託ということは今のところは考えておりません。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議長（大沢まり子君）

議案第33号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

議長（大沢まり子君）

議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

議案第39号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

発議第1号 御嵩町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 御嵩町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

発議第2号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（大沢まり子君）

発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号 御嵩町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（大沢まり子君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

おはようございます。

第2回の定例会につきまして熱心に御議論いただきまして、上程いたしました議案につきまして全て議了させていただきました。ありがとうございます。

これからまた梅雨の本番という形になってまいりますけれども、皆さんお体に気をつけて、また議論のほうを積極的に進めていけたらというふうに思っております。庁舎の関係の懇談会も控えております。そちらのほうでまた熱心に御議論いただけたらというふうに思っております。お疲れさまでございました。ありがとうございます。

---

### 閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これをもちまして令和6年御嵩町議会第2回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前9時33分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長           大    沢    ま    り    子

署 名 議 員           谷    口    鈴    男

署 名 議 員           鈴    木    篤    志